パートタイマーのやる気を引き出し、パートタイマーのための制度を確立し、企業の活性化につなげるためにパートタイム助成金を紹介します！！

こんな会社が該当します
◎パートタイマーを正社員として登用したい。
◎パートタイマーを評価し時給を昇給したい。
⇩
制度化して就業規則に明文化

パートタイム労働者は、近年増加し、全国で１３００万人程度が見込まれています。パートタイム労働者が当然必要な労働力として、戦力としての役割を担っているのが実状です。

このため、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（パートタイム労働法）に基づき、パートタイム労働者の多様な就業意識や就業実態を踏まえた適正な労働条件の確保及び雇用管理の改善を推進するために、パートタイム助成金制度を活用しながら、企業の活性化につなげてみませんか？

■ パートタイム労働者とは？

１週間の所定労働時間が、同じ事業所に雇用される正社員に比べ短い労働者です。呼び名が「パート」以外の「契約社員」とか「準社員」等でも実態にて判断することとなります。

■ 助成金制度の概要

パートタイマーと正社員の共通の評価・資格制度や短時間正社員制度の導入、パートタイマーの能力開発などといった正社員とパートタイマーとの均衡な処遇制度の取組みを確立して、なおかつその制度を活用できるパートタイマーの方がいれば支給される助成金です。
支給メニューと支給額は下記のとおりです。

取組み制度		支給額
①	正社員と共通の処遇制度の導入	５０万円
②	パートタイマーの能力・職務に応じた処遇制度の導入	３０万円
③	正社員への転換制度の導入	３０万円
④	短時間正社員制度の導入	３０万円
⑤	教育訓練の実施	３０万円
⑥	健康診断に関する便宜供与の実施	３０万円

なんと！　②＋③＋⑥で９０万円の支給も可能性有り！

この問題に関心のある経営者の方にも、この「経営レポート」（無料）をご紹介下さい。